

令和7年度 学校の部活動に係る活動方針

岩手県立水沢高等学校
校長 寒河江 和 広

1 活動の方針

本校の教育目標「真善美を常に求め、自主自律の精神と創造建設の気魄に満ち、友愛と信義を重んずる心身ともに豊かでたくましい人間の形成を図る」の実現を目指し、生徒の自主的・自発的な活動により各部の目標達成を図ることで、真の意味で文武両道を実践し、品位ある人間を育成する。

2 休養日・活動時間について

- (1) 週1日以上 of 休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上 of 休養日の設定に努める。
- (2) 1日の活動時間は、次のように設定する。
 - ・ 平日（月曜日～金曜日） 清掃終了後～19:00〔完全下校時間〕
 - ・ 休日（土・日・祝日） 原則として、半日程度を目安とする。
- (3) 定期考査1週間前及び考査期間、学校閉庁日の部活動は原則禁止とする。
- (4) 部活動を補完する活動の場合も、部活動と合わせて基準を超えない活動とする。
- (5) 部活動休養日に大会等で活動した場合は、他の日に振り替える。

3 活動のきまり

- ・ 部活動においては、適切な指導を実施する。
- (1) 部活動は、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。
 - (2) 顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒が生涯を通じてスポーツや文化活動に親しむ基礎を培うよう指導を行う。
 - (3) 生徒が、バーンアウトすることなく技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう適切な指導を行う。

4 その他

- (1) 学校は、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定及び公表する。
- (2) 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係り、岩手県の通知にもとづいて対策を徹底するとともに、生徒、教職員及び周辺地域における感染の実態に留意して活動する。